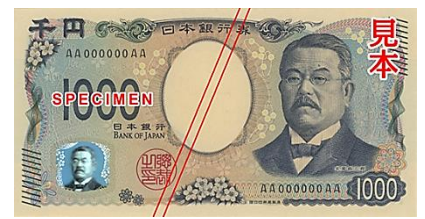


新紙幣発行に伴うトラブルに注意!!

約20年ぶりとなる新紙幣が7月3日に発行されました。
便乗した詐欺にご注意ください。



- ◎新紙幣発行後も旧紙幣は引き続き使えます。価値を失うことはありません
- ◎金融機関・行政機関が紙幣の交換などを求めることはありません
- ◎不審な電話やメール、訪問があった場合は警察に相談しましょう

～詐欺の事例～

- 「旧紙幣が使えなくなる」と言われ交換を求められた。
- 「その紙幣は偽札だ」と言われ交換を求められた。
- 金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。



- * 警察相談専用電話 『#9110』
- * 消費者ホットライン 『188(いやや!)』





自転車に乗る時は命を守るため ヘルメットを着用しましょう！

県では高校生を対象に自転車ヘルメット 購入費用の一部助成を行っています

対象者

県内の高等学校に通い
自転車通学許可を受けて
いる方、又はその見込み
の方

助成期間

令和6年10月31日まで



県公式ホームページ

詳しくは
こちらから！

購入方法

- ①購入申込書を県ホームページからダウンロード、又は通学する学校からもらう。
- ②必要事項記入後、学校から確認印をもらう。
- ③事業協力店で購入申込書を提示し、安全基準を満たしたヘルメットを購入する。



交通安全教室 のご案内

県では、交通安全危険予測シミュレータを活用した、**参加・体験型**の危険予測体験教室を実施しています。

- 費用 無料
- 日時 4月～1月の平日
概ね10時～15時
- 人数 10人～50人程度
- 時間 40分～60分程度

ご希望の方は、下記までお電話にてお問合せください。

【消費生活・地域安全課】

☎023-630-2196



浮き具をつけても安心しないで！ 子どもの水の事故を防ごう！

海・川・プールなどで水遊びをする機会が多くなるこの時期、子どもの溺水事故が毎年、発生しています。事故を防ぐためのポイントを確認して安全に楽しみましょう。

気をつけてね！



- 子どもだけで水に近づかない、近づけさせない工夫をする
- 大人は目を離さず、手の届く範囲で見守りをする
- 事前に水の危険と対処法を学習し、しっかりと準備する



消費者庁
「子どもの水の事故を防ごう」



国民生活センター
「アームリング付き浮き具に注意」

8月・9月の消費生活法律相談日

- 8月 7日（水）
- 9月 11日（水）

午後2時30分から
午後4時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要ですので、県消費生活センターまでお問合せ下さい。

山形県消費生活センター

**消費者ホットライン188番も
ご利用ください**

〒990-8570

山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

ホームページはこちらから→

